

「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」の変更をお考えの 個人事業者・法人の皆様へ

福島県知事の認定を受けた「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」に記載した**事業実施場所の変更・追加、認定計画に記載されていない新たな設備の増設など**を行う場合は、**あらかじめ、計画の変更認定申請が必要**です。

1 必要な手続き

次の2に掲げる必要書類をご準備いただき、**計画を申請した県地方振興局へ提出**してください。また、提出書類の作成に当たりましては、本県ウェブサイトに掲載している **記載例集をご確認ください。**

2 変更認定申請に必要な提出書類

- ◎ 変更認定申請書（別記様式第8）
- ◎ （個人の場合）住民票
- ◎ （法人の場合）定款及び登記（履歴事項全部証明書）
- 認定基準に関する宣言書（別記様式第7）※1
- 暴力団排除に関する誓約書 ※2
- 法令等遵守の宣言書（様式1）※3
- （個人の場合）直近2年分の所得税の申告決算書 ※4
- （法人の場合）直近2事業年度分の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表・損益計算書）※4
- 立地予定位置図 ※5
- 施設配置図 ※6
- 事業実施場所の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以下であることを示す書類 ※7
- 福島再開投資等準備金に関する事前協議結果報告（様式2）※8

必ず提出

※1 個人事業者・法人の代表者の氏名又は法人の名称が変わった場合

※2 法人で、登記（履歴事項全部証明書）に記載の役員に変更がある場合

※3 ※1の場合、または、平成27年5月6日以前に認定を受けている場合

※4 認定日以後のもの

※5 変更・追加がある場合

※6 変更・追加がある場合

※7 事業実施場所が「居住制限区域」又は「特定復興再生拠点区域」内の場合

※8 準備金の期間、金額等に変更がある場合（再度の協議が必要です）

3 お問い合わせ先

- 制度概要について：福島県 企画調整部 企画調整課（復興推進本部） TEL：024-521-7129
- 変更認定申請について：県北・相双地方振興局 企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。 > インターネットで